

平成30年度 企業と人権セミナー

企業におけるハラスメント対策

～事前の対応策と事後の対処法～

ハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つけ、働く権利を侵害するばかりでなく、職場環境を悪化させ、従業員の士気の低下や人材の流出、職場の生産性の低下など、被害者はもちろん、周りの従業員や企業の経営そのものにも悪影響を及ぼします。このセミナーでは、弁護士であり、社会保険労務士でもある講師からパワハラやセクハラ、マタハラ(パタハラ)、SOGIハラなど職場のハラスメントの基本的な知識のほか、ハラスメントの具体的な予防策と事後の対処法について、事例等をまじえてお話しいたします。

講師

くりた いさむ
栗田 勇 氏

(弁護士法人 栗田勇法律事務所 代表弁護士 / 社会保険労務士)



【プロフィール】平成20年12月より、静岡市内で弁護士(静岡県弁護士会所属)として業務を開始。平成23年3月、独立し、栗田勇法律事務所を開設。独立と同時に、社会保険労務士を登録(静岡県社会保険労務士会所属)。平成26年12月より、法人化し、名称を弁護士法人栗田勇法律事務所に変更。

平成23年4月、ワンストップサービスを目的とする「静岡法律税務研究所」を税理士、司法書士とともに設立し、「静岡相続・事業継承トータルサポートセンター」、「ワンコイン総合相談会」、「ウォーキング・ミーティング」等を運営している。

また、企業の規模を問わず、「企業のカ=従業員のカ」であるとの考えから、企業におけるセミナー等を重視し、社内研修等における完全オーダーメイドのセミナー・講演を行い、県内企業での実績多数。平成27年6月より、「静岡市男女共同参画審議会」委員。

日時

12月7日(金)

14:00 ~ 16:00 (受付 13:30 ~)

会場

プラサヴェルデ 4階 402 会議室

(住所: 沼津市大手町1-1-4 ※アクセスは裏面を御覧ください。)

対象者

県内企業・団体などの経営者・管理者、人事・労務管理担当者、研修担当者、その他テーマに関心のある県民の方など

定員

50名(事前申込先着順、参加費無料)

お申し込み方法

裏面の参加申込書によりFAX、郵送又はEメールにて、下記までお申込みください。折り返し、受講確認書をFAX、郵送又はEメールにて返信します。

申込期限: 平成30年11月28日(水)

※期限内にお申込みいただいた方で、定員超過のため受講できなくなった方については、個別に御連絡いたします。

【主催】

経済産業省関東経済産業局

【実施】

静岡県

【お申し込み・お問い合わせ先】

静岡県人権啓発センター(静岡県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室)

住所: 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

電話: 054-221-3330 FAX: 054-221-1948 Mail: jinken@pref.shizuoka.lg.jp

会場アクセス

JR 沼津駅北口から徒歩3分程度

※会場には有料駐車場がありますが、駐車料金は受講者の自己負担になります。

なお、セミナー受講者に限り、減額（100円/30分⇒50円/30分）の手続きが出来ます。

会場まで駐車券を持参の上、受付に申し付けください。



静岡県人権啓発センター宛

【FAX送信先：054(221)1948】

■ 平成30年度『企業と人権セミナー』受講申込書 ■

下記の(1)～(7)欄に必要事項を御記入の上、お一人様一通でFAX・郵送又はEメールによりお申し込みください。受付後、FAX・郵送又はEメールにて受講確認書をお送りします。

申込期限：平成30年11月28日(水)

※期限内にお申込みいただいた方で、定員超過のため受講できなくなった方については、個別に御連絡いたします。

(1)氏名	(フリガナ)	(2)商号・名称	
(3)電話番号		(4)FAX番号	
(5)Eメールアドレス		(6)住所	
(7)講師への質問等	*いただいた質問は可能な限りセミナーの中で回答する予定ですが、全ての質問にお答えできない場合もありますので、御了承ください。		
*この個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。			

※合理的配慮を必要とされる方は、必要な配慮を右欄に記入ください。	(必要な配慮の内容) ※例：手話通訳、要約筆記、車椅子利用 など
----------------------------------	----------------------------------